

「労働時間設定改善コンサルタント」による 節電に取り組む事業主の皆様への相談・支援等について

岐阜労働局では労働時間をはじめとする人事労務管理の専門家である社会保険労務士に「労働時間設定改善コンサルタント」を委嘱して、労務管理にお悩みの事業所を訪問する **無料** コンサルティング などを実施していますが、新たに節電対策に取り組む事業主の皆様等を対象とした相談・支援も行います。

1 節電に取り組む事業主の皆様へ

事業所へコンサルタントが訪問し、節電の取組としての労働時間制度の改善について、事業所の現状と労使の皆様のご要望をおうかがいし、最も適した改善プランをご提案させていただくとともに就業規則、時間外労働協定等の変更手続きについてもわかりやすく説明いたします。

2 事業主団体の皆様へ

会員の皆様を対象とした会議・研修会に、コンサルタントを講師として派遣し、節電の取組として労働時間制度の改善を進めるに当たってのポイントをわかりやすく説明いたします。

また、日頃から疑問と思っておられる労働基準法や労働安全衛生法などの解釈・手続き・制度についてもわかりやすく説明いたします。

電話・来局での相談にも対応していますので、お気軽にご相談ください。

無料コンサルティングを希望される事業主の皆様、無料講師派遣を希望される事業主団体の皆様は、電話又は利用申込書のファクシミリ送付にて連絡先までお申し込みください。

連 絡 先	岐 阜 労 働 局 　 労 働 基 準 部 　 監 督 課		
	労働時間設定改善コンサルタント 大山、奥田、鈴木		
	〒 500-8723	岐阜市金竜町 5 -13	岐阜合同庁舎
	電 話	:	058 - 245 - 8102
	ファクシミリ	:	058 - 248 - 2339

お手数ですが、下記に必要事項をご記入の上当課までFAXしてください。後ほどコンサルタントから連絡を差し上げ、日程等調整のうえ、個別訪問いたします。

労働時間設定改善コンサルタント 利用申込書

労働時間設定改善コンサルタントを利用したいので申し込みます。

平成 年 月 日

コンサルタントのご利用は、無料です。
 コンサルタントは、社会保険労務士等の専門家です。
 ご不明な点は下記担当までお問い合わせください。

事業場名称 _____
 事業場の所在地 _____
 電話番号 () _____
 担当者名 _____

事業場の概要について

事業内容	労働者数 合計 _____人(_____人) (内パート) 男性 _____人(_____人) 女性 _____人(_____人)
--	---

コンサルタントに相談したい内容について(に"✓"を付してください。)

労働時間制度について 年次有給休暇制度について 労務管理について
 雇用契約、雇用契約書について 就業規則の作成・変更の手続きについて
 時間外労働時間の削減について パート労働者の労務管理について
 改正労働基準法について 過重労働(メンタルヘルスを含む)対策について
節電対応としての労働時間制度改善 その他(.....)

コンサルタント訪問希望日(訪問希望日をご記入ください。)

第1希望:平成23年 月 日() 午前・後 時ころ

第2希望:平成23年 月 日() 午前・後 時ころ

平成23年 月上・中・下旬ころ、午前・後 時ころ

訪問日時等を調整したいので、連絡をください。

(担当) 岐阜労働局 労働基準部 監督課 TEL 058-245-8102
 〒500-8723 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎3階

《個人情報の取り扱いについて

本申込みに関して取得された個人情報ならびに企業情報については本申込みに関わる事務にのみ使用し、当該事業場ならびに当該個人の許可なく目的外に使用、提供しません。